

1, いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。またインターネットの発達など社会の変化の中での新しいモラルの確立と指導にも努めていきます。

2, いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ対策委員会」について

① 委員会のメンバー

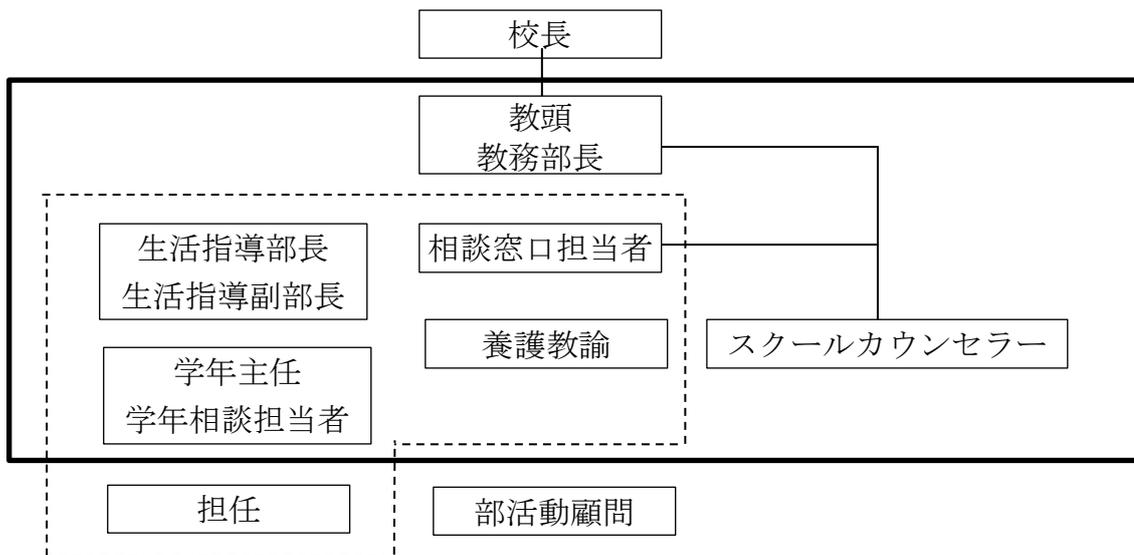
教頭、教務部長、生活指導部長、生活指導副部長、対策窓口担当者、学年主任、学年相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

② 指導・支援チーム

委員会は、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定する。指導・支援チームは実際の対応を行う。

いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加し、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【 組 織 図 】

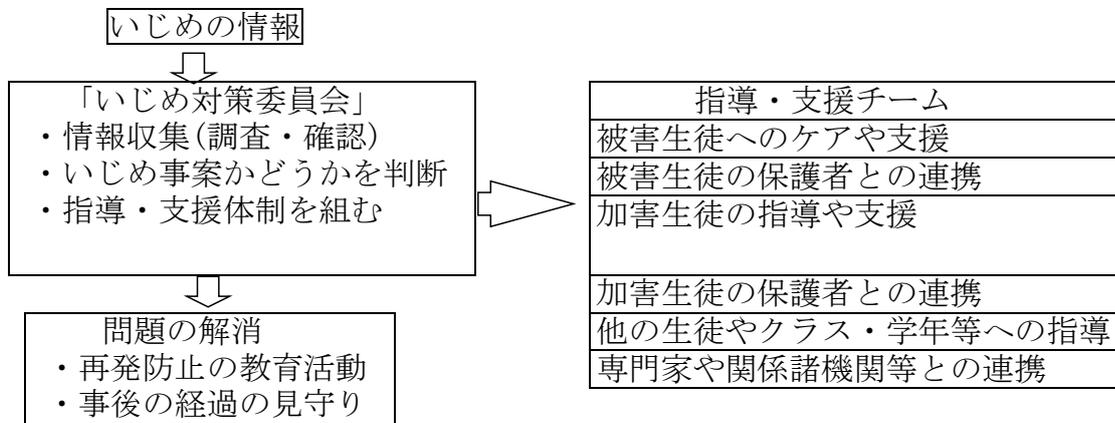


□ は、いじめ対策委員会構成メンバー

□ は、指導・支援チームの編成例(事案に応じて柔軟に編成する)

(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

- ① 取組の策定・実施・検証
 - ・ いじめ防止のための取組を策定し実施する。(具体的な取組については後述)
 - ・ 年度末に取組の実施状況を検証し、次年度の策定に反映させる。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
 - ・ 「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
 - ・ 学内教育研修会等で、「いじめ」をテーマとした研修を実施する。
- ③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに掲載する。
 - ・ 生徒の意識向上のために講話(法話)を行う。(毎月1回)
 - ・ いじめについてのアンケート結果をもとに、啓発的内容の通信を発行する。(年2回)
- ④ いじめ事案への対応



【具体的な流れ】

情報*を得た教職員(担任 学年主任 各部・同好会指導者)

↓*日常の観察・アンケート委員会・学年相談担当者・生徒からの訴え等
相談窓口担当者 緊急対応会議が必要かどうか判断 → 教頭に報告 → 学校長へ報告

緊急対応会議

- ・ 相談窓口担当から事案の報告と共通理解・調査方針の決定と役割分担の決定
- ・ 必要に応じて私学協会・警察などへの機関への支援要請や報告

<調査班編成>

- ・ 事実確認と方針の決定・処置の原案作成
- ・ 生徒指導の内規およびその附則規則を基準とし、いじめ防止対策推進法に則り、事案に応じた措置を検討する。

<対応班編成>

- ・ 保護者への説明・事後指導体制の編成

↓
全体委員会 経過報告と再発の防止・未然防止活動について協議する。

- ⑤ 重大事態*への対応
 - ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。
 - ・ 学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※重大事態とは(「いじめ防止対策推進法第28条」から)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする。)

3, いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1)いじめの未然防止の取組

- ① 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。
- ③ 学内教育研修などを通じて、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- ④ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2)いじめの早期発見の取組

- ① 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ② いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ③ 定期的な「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。

(3)いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育(生活学習ニュース発行、情報科の授業など)の充実を図る。